

Vol.18 「スポーツ中継の先に見えるもの」

WIPO PCT 国際協力部部長 夏目 健一郎

1. 廊下で同僚と

ある日のこと、廊下の向こうに久しく顔を合わせていなかった同僚の姿が見えた。少し遠目から「久しぶり」と声を掛けたところ、彼は微笑みながらこちらに右手を出してきた。久しぶりに会ったから握手なのかと思ひ、こちらも手を差し出したところ、握手しながら彼が発した一言は「Congratulations!」。そう、その日はサッカー、ワールドカップ次リーグ日本対コロンビア戦の翌日であった。その他数多くの同僚から会うたびに、おめでとう、と声が掛かる。

余談ではあるが同じ週にWIPOで開催されていた会議では、議長がサッカー好きだったのか、ワールドカップの結果を踏まえて、勝ったチームが発言する際には一言「おめでとう」、負けたチームが発言する際には「残念だったが、いい試合だった」などとコメントをしていた。コロンビア戦の翌日に日本が発言した際も、議長からおめでとうの一言があった。スポーツの祭典と言えばオリンピックも思い浮かぶが、ワールドカップの人気を改めて感じた。

2. スポーツビジネス

我々がスポーツを観戦する際には、現地に足を運ぶこともあろうが、最も多いのはテレビなどのメディアを通じてであろう。そこで登場するのが試合の放映権である。オリンピック、ワールドカップなどの世界的なイベントはもちろん、各種スポーツの放映権を巡ってメディア各社は競争を繰り広げている。2010年のワールドカップ南アフリカ大会では、チケット売り上げを除く37億米ドルの収入の2/3(24億米ドル)が放映権の売り上げによるものともされる¹。

3. WIPOでは

メディア各社は高額な放映権料を支払い、スポーツ中継を(場合によっては独占的に)行うことで、視聴者を確保しようとする。WIPOの国際条約には特許等と並び著作権関連の条約もあるが、著作権に関してはベルヌ条約、著作隣接権に関してはローマ条約²がある。ローマ条約は実演家、レコード製作者、放送機関といった著作隣接権者の権利について定めている。放送機関については、その放送に関して、次の4つの行為について、許諾したり禁止したりする権利を有すると規定している³。具体的には、(1) 放送の再放送、(2) 放送の固定(原文ではfixationだが、実際には録画や録音が該当する。)、(3) 複製(コピー)、(4) 入場料を取るような場所での公衆への伝達(例えば入場料を取る場所でのパブリックビューイング)、である。例えば、(1)の放送の再放送であれば、スポーツ中継を自放送局以外できないように禁止して独占的に放送することもできるし(再放送の禁止)、逆に他局も放送できるようにする(再放送の許諾)代わりに料金を徴収するということもできる。なお、ここで再放送とは、放送を受信してそれを同時に放送する(イメージとしては中継といったところか)ことであり、一般的に言ういわゆる再放送⁴とは異なるものである。

ローマ条約が作成されたのは1961年のことであり、当時と比較すると放送機関の形態も随分と変わっている。その際たるものがデジタル化、インターネットであろう。放送もいわゆる(アナログ)地上波からデジタル、衛星、ケーブル、そしてネット配信と幅が広がってきた。それに伴いこれまでの著作権関連条約で想定していなかったようなケース

への対応が必要になった。例えば、コピーガード禁止信号を不正に破る、インターネット上に不正に情報をアップロードする、などである。このようなインターネット時代に対応するために、国際社会も対応をした。WIPOでは加盟国が議論、検討を行い、インターネット時代に対応した新しい著作権、著作隣接権に関する条約(WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約)が1996年に採択された。更に2012年には1996年の条約でカバーできなかった部分を補うべく新たな条約(視覚実演に関する北京条約)が採択された。

これらの新たな条約でもインターネット時代への対応がカバーされなかった著作隣接権者が、放送機関である。とはいえ加盟国が何もしてこなかったわけではない。実際、放送機関に関する新たな条約についての議論も1990年代末から行われており、条文案も起草されている⁵。2018年5月に開催された著作権等常設委員会においては、2018年9月に開催される総会において、放送機関条約策定のための外交会議の開催に向けて適切なアクションを検討するよう勧告することが合意された⁶。ただ未合意の点が残っていることも事実である。例えば、「放送」の定義として番組を保有する信号を送信することとされているが、コンピュータネットワーク上の送信が放送に含まれるか否かについては(含める、というのが大勢ではあるが)合意できていない。これこそまさに基本的なポイントではないか、という声が聞こえてきそうであるが、基本的だからこそ見解の対立もあるという国際交渉の例であろう。その他、保護期間を何年にするのか(50年、20年等)など幾つかの論点で議論の収束が待たれている⁷。今後の加盟国間での議論が更に進むことが期待される。

Ken-ichiro Natsume

日本国特許庁にて審査官、審判官としてエレクトロニクス、コンピュータ関連の審査、審判業務に携わる。その間、カリフォルニア工科大学客員研究員、特許庁国際課、総務課、調整課審査基準室、外務省経済局、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部などにおいて、特許行政、国際交渉にも従事。2012年にWIPO日本事務所所長に就任し、2014年4月から現職。

4. ワールドカップの次は

2018年のワールドカップはフランスが優勝したが、WIPOのあるジュネーブはフランスと国境を接した街であることもあり、フランス国籍の職員が多数勤務している。決勝の翌日、彼らが笑顔で出勤したことは言うまでもない。

2018年の夏はワールドカップであったが、2020年にはオリンピックが東京で開催される。まだ2年もあるのか、もう2年しかないのか、感じ方は人それぞれだろうが、選手たちの活躍が期待される。その頃までには放送条約についてもシユートが決まっていることを願いたい。

¹ http://www.wipo.int/pressroom/en/briefs/ip_sports.html

² 正式には、「International Convention for the Protection of Performers, Producers of Phonograms and Broadcasting Organizations」(実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約)という名称であるが、ローマで作成されたので通称「ローマ条約」と呼ばれる。条文は、http://www.wipo.int/wipolex/en/treaties/text.jsp?file_id=289757から参照可能。

³ ローマ条約第13条。

⁴ では、後日に同一内容を放送するいわゆる再放送を禁止できないのではないか、という疑問があるかもしれないが、放送されたものをいわゆる再放送をするためには、元々の放送を固定(録画、記録)したり、複製(コピー)する必要があるため、固定(録画、記録)や複製(コピー)を禁止することにより、いわゆる再放送は禁止できる。

⁵ 例えば、WIPO文書SCCR/27/2 REV (http://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/sccr_27/sccr_27_2_rev.pdf)

⁶ WIPO文書SCCR/36/REF/SUMMARY BY THE CHAIR、第8段落、http://www.wipo.int/edocs/mdocs/copyright/en/sccr_36/sccr_36_ref_summary_by_the_chair.pdf

⁷ 放送条約を含めた著作権、著作隣接権に関するWIPOでの議論の経緯については、中島芳人(2016) . WIPOにおける著作権関連の動きについて、特技懇、no. 280、p. 67-75(放送条約についてはp.73-75)に詳しい。<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/280/280kiko02.pdf>